

各小・中学校長 様

都城市教育委員会学校教育課長

本市における新型コロナウイルス感染症に係る「地域の感染レベル」の変更について

このことについて、県の示す本市の「圏域ごとの感染状況の区分」が「感染確認圏域（黄）」に変更されました。ついては、新型コロナウイルス感染症に係る学校の対応を下記のとおりといたしますので、御対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 本市の「地域の感染レベル」について

「国レベル1」（令和3年6月21日から）【変更】

2 学校の対応について（変更のみ）

- (1) 原則として、「国マニュアルVer.6」における「レベル1地域」に即した対応をお願いします。
(対応が変更となる活動は、主に「国マニュアルVer.6」のP54～P63に記載されています。)
- (2) なお、「国マニュアルVer.6」P54にある「特に感染リスクの高い学習活動（★）」の実施については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染対策を行った上で実施可とします。
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒は出席停止となります。（※「同居の家族」を削除）
- (4) 登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。（「同居の家族の健康状態」、「校舎に入る前」を削除）
- (5) 児童生徒の間隔は、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席を配置します。

3 その他

- 部活動については、別途通知します。
- 本市の「地域の感染レベル」が変更になった場合には、適宜、通知します。
- 医療的ケアを必要とする児童生徒、及び基礎疾患等があることにより重症化リスクが高い児童生徒が在籍する学校におきましては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に対応してください。
- 気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日にマスクを着用すると、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、体育や登下校時にはマスクを外しても構いません。ただし、マスクを外している時は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話は控えるなどの指導も合わせて行ってください。

文書取扱 都城市教育委員会
学校教育課 細山田
TEL23-9544